

古賀市子ども・子育て会議（平成26年度第1回）

平成26年11月7日（金）
サンコスモ古賀 203会議室
19:00～

1. 会長あいさつ
2. 古賀市あいさつ
3. 報告等事項
 - (1) 計画策定事項について
 - (2) 市民ニーズ調査の結果について
4. 議事
 - (1) 子ども・子育て支援事業計画について
 - ①部会について
 - ②骨子について
 - (2) 条例の概要について
 - ①(仮)古賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
 - ②(仮)古賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ③(仮)古賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
 - (3) 保育所入所要件について（就労要件、求職活動中での入所、育児休業中の継続入所）
5. その他

次回子ども・子育て会議について 11月 日（ ） 時 分

子ども・子育て支援法（抄）

平成24年8月22日法律第65号

最終改正：平成24年11月26日法律第98号

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

2 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の1体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

2 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第17条第2項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第4項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子ども

の福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 1 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
 - 2 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
 - 3 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
 - 4 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 1 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。
 - 2 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

古賀市子ども・子育て会議 部会名簿（案）

○子ども・子育て会議での付議事項について、必要に応じ、各部会にて検討することにより、子ども・子育て会議の円滑な議事進行を行う。

就学前部会	就学後部会
石丸 貴子	加藤 典子
角森 輝美	下川 由貴子
梯 裕子	末次 威生
桑野 嘉津子	高橋 千里
薄 秀治	高原 康吉
中田 拓弥	原口 一夫
大和 郁雄	松尾 美恵子

古賀市子ども・子育て支援事業計画 (平成 27～31 年度)

(骨子案)

平成 26 年 11 月

古 賀 市

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	
1 計画策定の背景と趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 子ども・子育て支援新制度の概要	
5 計画の策定体制	
第2章 古賀市の子どもや子育てを取り巻く現状	
1 人口・世帯の状況	
2 人口動態・就労の状況	
3 保育所（園）・幼稚園、小中学校の状況	
第3章 古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題	
第4章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	
2 基本目標	
3 施策の体系	
第5章 施策の具体的な取り組み	
第6章 量の見込みと確保方策	
1 教育・保育提供区域	
2 子ども・子育て支援給付	
3 地域子ども・子育て支援事業	
第7章 計画の推進体制	

子ども・子育て支援新制度施行に伴う条例の制定について

平成27年4月よりスタートする「子ども・子育て支援新制度」の実施にあたり、地域型保育事業の認可、施設型給付費や地域型保育給付費による財政支援の対象とする特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の確認に関し、国が定める基準を踏まえて、本市において条例を制定することとなりました。

○給付費対象施設・事業の確認

(仮)古賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

○地域型保育事業の認可

(仮)古賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

国が定める基準には、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」があり、地域の実情等に応じて定めることとなりますが、本市において国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、基本的には国基準と同様とする方向で検討します。

●基準・制度の説明

基準・制度	説 明
特定教育・保育施設	施設型給付費の対象となるため、市の確認を受けた幼稚園や認可保育所、認定子ども園をいう。
特定地域型保育事業	地域型保育給付費の対象となるため、市の確認を受けた地域型保育事業をいう。
地域型保育事業	0～2歳児までの子どもを保育する事業で、次の4事業の総称である。 ・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・事業所内保育事業 ・居宅訪問型保育事業
施設型給付費	市から幼稚園や認可保育所、認定こども園に支払う給付費です。
地域型保育給付費	市から地域型保育事業者に支払う給付費です。
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準 ※ただし、基準に従う範囲内で、地域の実情等に応じた内容を定めることは許容される。異なる内容を定めることは許されない。
参酌すべき基準	十分に参酌した上で判断する基準 ※地域の実情等に応じて異なる内容を定めることが許容される。

●給付費（財政支援）の概要・認可及び確認の所轄庁について

種類		施設又は事業	類型	認可	確認
給付費	施設型給付 (特定教育・保育施設)	幼稚園	—	県	市
		保育所	—		
		認定こども園	幼保連携型		
			幼稚園型		
			保育所型		
	地方裁量型				
	地域型保育事業 給付 (特定地域型保育事業)	小規模保育事業	A型	市	
			B型		
			C型		
		家庭的保育事業	—		
		居宅訪問型保育事業	—		
事業所内保育事業		—			

《 概 要 》

		国の示す基準の内容（内閣府令）				古賀市が定める基準（案）	
利用定員に関する基準【従】	確認を受ける施設・事業の利用定員については、以下のとおりとする。						国の示す基準のとおり （国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準と同様とする。）
	利用定員			年齢による定員設定			
	特定教育・保育施設	幼稚園		①	① 1号認定 (3－5歳)		
		保育所	20人以上	②③			
		認定こども園	20人以上	①②③			
	特定地域型保育事業	家庭的保育	1人以上 5人以下	③	② 2号認定 (3－5歳)		
		小規模保育A・B型	6人以上 19人以下	③			
		小規模保育C型	6人以上 10人以下	③			
		居宅訪問型保育	1人	③			
		事業所内保育		③			
※3号認定については、0歳・1～2歳に区分する。							
内容及び手続きの説明及び同意【従】							
教育・保育の提供開始に際しては、利用申込者に対し教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。						〃	
内容・手続きの説明方法【参】							
事前説明については、利用申込者の承諾を得て、文書の交付に代えて電子ファイル等で提供することができる。						〃	
正当な理由のない場合提供拒否の禁止等（応諾義務）【従】							
支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 ※利用定員を上回った場合 ●1号認定…抽選、先着順、設置者の理念・基本方針等に基づく選考等、選考方法を明示した上で行う。 ●2・3号認定…保育の必要性の程度、家庭等の状況を勘案し、必要性が高い認められる子どもが優先的に利用できるよう選考する。						〃	
あっせん、調整及び要請に対する協力【従】							
子ども・子育て支援法に基づいて市町村が行うあっせん及び要請については、できる限り協力しなければならない。						〃	
受給資格等の確認【参】							
教育・保育の提供を求められた場合には、支給認定証(有効期間・保育の必要量等)の確認を行う。						〃	
支給認定の申請に係る援助【参】							
支給認定申請が行われていない場合には、保護者の意思を踏まえて、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行うこと。						〃	
心身の状況等の把握【参】							
子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。						〃	
小学校等との連携【参】							
教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、関係機関との密接な連携に努める。						〃	
連携施設の確保【従】（特定地域型保育事業者のみ）							
①保育内容に関する支援 ②代替保育 ③卒業後の受け皿の観点から、認定こども園等の連携施設の設置を求める(事業所内保育事業で利用定員が20人以上のものについては、①②についての内容は不要)。なお、居宅訪問型保育事業については、連携する障害児入所施設等を適切に確保する。						〃	
運営に関する基準							

	国の示す基準の内容（内閣府令）	古賀市が定める基準（案）
運営に関する基準	記録の提供 【参】 特定教育・保育を提供した際は、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。	国の示す基準のとおり （国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準と同様とする。）
	利用者負担額等の受領 【従】 施設・事業者は支給認定保護者から市が定める利用者負担額の支払いを受けるものとする。その他、実費徴収や上乗せ徴収を受けることができる（あらかじめ額や理由の明記・同意が必要（上乗せ徴収は文書同意が必要））。 また、支払いを受けた場合は、領収書の交付が必要	〃
	施設型給付費等の額に係る通知等 【参】 給付費等の支払いを受けた場合には、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る給付額を通知しなければならない。	〃
	取扱方針 【従】 教育・保育の提供に当たっては、それぞれの施設の区分に応じて定められる要綱等に基づき、適切な教育・保育の提供を行わなければならない。	〃
	特定教育・保育に関する評価等 【参】 提供する教育・保育の自己評価及びそれに基づく改善を図ること。保護者等による評価、第三者評価等を受審し、その結果の公表・改善を図るよう努めること。	〃
	相談及び援助 【参】 子どもの心身の状況等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。	〃
	緊急時等の対応 【参】 子どもに体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	〃
	支給認定保護者に関する市町村への通知 【参】 教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が、偽りその他不正な行為によって給付を受けたとき等は、遅延なく市町村に通知しなければならない。	〃
	運営規程の策定 【参】 施設の運営について重要事項（施設の目的や運営方針等）に関する規定を定めておかなければならない。	〃
	勤務体制の確保等 【参】 適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めること。職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。	〃
	定員の遵守 【参】 利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、需要の増大、便宜の提供等のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	〃
	掲示 【参】 施設の見やすい場所に、利用申込みの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	〃
	子どもの適切な処遇 【従】 ①子どもを平等に取り扱う原則 ②虐待等の禁止 ③懲戒に係る権限の濫用禁止	〃
	秘密保持等 【従】 ①職務上知りえた秘密の保持 ②職員（退職者含む）への秘密保持のための必要な措置 ③情報提供の際の当該子どもの保護者への事前周知、説明、同意	〃
	情報の提供等 【参】 ①教育・保育に関する情報提供に努める ②誇大広告等の禁止	〃
	利益供与の禁止 【参】 施設を紹介すること、就学前子どもを紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与・收受してはならない。	〃
	苦情解決 【参】 ①窓口の設置 ②苦情内容の記録 ③苦情に関して市町村が実施する事業等への協力	〃

	国の示す基準の内容（内閣府令）	古賀市が定める基準（案）
運営に関する基準	地域との連携等 【参】	国の示す基準のとおり （国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準と同様とする。）
	運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域交流に努めなければならない。	
	事故発生の防止及び発生時の対応 【従】	〃
	①事故発生(再発)の防止(指針の整備、周知体制の整備、定期研修の実施) ②事故発生時の速やかな対応(連絡、記録、損害賠償等)	
	会計の区分 【参】	〃
	教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	
	記録の整備 【参】	〃
	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。また、教育・保育の提供に関する記録については、完結日より5年間保存しなければならない。	
特例施設型給付費に関する基準	特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育の提供 【従】	〃
	施設・事業者が利用定員を超えて教育・保育を提供する場合の職員配置等については、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。また、定められた利用定員を超えないものとする。	
その他	特定保育所に関する特例 【従】	〃
	特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。なお、応諾義務・市町村が行うあっせん等の協力に関する規定については適用しない。 市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けた時は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	
	経過措置 【従】	〃
	小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して5年を経過するまでの利用定員は、6人以上15人以下とする。 特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この府令の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。	

古賀市独自基準の追加

○暴力団の排除…子どもの安全で安心な保育を確保するため。

古賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

《 概 要 》

【従】：従うべき基準、【参】：参酌すべき基準

	国の示す基準の内容（内閣府令）	古賀市が定める基準（案）
総則	保育所等との連携 【従】 以下の事項の協力を行う連携施設の設定が必要(経過措置あり) ・保育内容の支援(集団保育の体験、相談・助言等) ・代替保育 ・卒園後の受皿 ※居宅訪問型保育事業は除く ※連携施設は保育所、幼稚園、認定こども園	国の示す基準のとおり (国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準と同様とする。)
	非常災害 【参】 ・軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、訓練をするよう努めること ・避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は実施すること	〃
	職員の一般的要件及び知識・技能の向上 【参】 ・健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉に熱意のある者 ・常に自己研さんに励み、知識及び技能の修得、維持及び向上に努めること	〃
	利用者との関わり 【従】 ・国籍、信条、社会的身分、費用負担等で差別的扱いをしてはならない ・暴行、わいせつ行為等、その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない ・身体的苦痛を与える等の権限を濫用してはならない	〃
	衛生管理等 【参】 食器等は衛生な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない	〃
	食事及び食事の提供の特例 【従】 ・自園調理により提供すること(調理業務の全部委託可) ※連携施設等の搬入施設から食事を提供される場合、加熱・保存する設備を備えなければならない ・献立はあらかじめ作成し、変化に富み健全な発育に必要な栄養量を含み、身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない	〃
	健康診断 【参】 利用開始時及び年2回の健康診断を実施し、職員の健康診断も適切に実施すること。	〃
	内部規程 【参】 事業の目的及び運営方針・提供する保育の内容・職員の職種、員数及び職務の内容・利用定員・緊急時等における対処方法等の規程を定めておくこと	〃
	帳簿 【参】、秘密保持 【従】、苦情対応 【参】 ・職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備 ・正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない ・苦情に迅速かつ適切に対応する為必要な措置を講じること ・市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行うこと	〃

※古賀市独自基準の追加

○暴力団の排除

	国の示す基準の内容（内閣府令）	古賀市が定める基準（案）
家庭的保育事業	職員 【従・参】 ○家庭的保育者、嘱託医、調理員を置かなければならない。 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要 ※調理業務を全部委託する場合、3人以下の保育を行う場合であって家庭的保育補助者が調理を行う場合、搬入施設から食事を搬入する場合、調理員を置かないことができる。 ○家庭的保育者1人につき、乳幼児3人以下 ※ただし、家庭的保育補助者を共に配置する場合は、5人以下 家庭的保育者…市長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者 家庭的保育補助者…市長が行う研修を修了した者	国の示す基準のとおり
	設備・面積 【参】 ○保育室等 ・保育を行う専用の部屋 9. 9㎡以上(乳幼児1人3.3㎡以上) ※3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき3. 3㎡を加えた面積が必要 ・採光、照明及び換気の設備 ・衛生的な便所 ・火災報知機及び消火器を設置し、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施 ○屋外遊戯場 ・同一敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3. 3㎡以上	〃
	給食 【従】 ○方法 ・自園調理 ※調理業務の全部委託可、連携施設等からの搬入可 ○設備 ・調理設備	〃
	保育時間 【従】 1日8時間を原則とし、保護者の就労時間その他家庭の状況を考慮	〃

	国の示す基準の内容（内閣府令）	古賀市が定める基準（案）
小規模保育事業の区分 【従】		国の示す基準のとおり
小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型とする。		
小規模保育事業A型	職員 【従・参】 ○保育士、嘱託医、調理員を置かなければならない ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要 ○保育士の数は、次に掲げる数の合計数に1を加えた数以上とする ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 ※保健師または看護師を1人に限って保育士としてカウント可	〃
	設備・面積 【参】 ○保育室等 ・満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 ・満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 ※保育に必要な用具及び便所を備えること ○屋外遊戯場 ・満2歳以上 幼児1人につき3.3㎡以上 ※付近の代替地可 ○耐火基準等 ・保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること等	〃
	給食 【従】 ○方法 ・自園調理 ※調理業務の全部委託可、連携施設等からの搬入可 ○設備 ・調理設備	〃
	保育時間 【従】 1日8時間を原則とし、保護者の就労時間その他家庭の状況を考慮	〃

	国の示す基準の内容（内閣府令）	古賀市が定める基準（案）
小規模保育事業B型	職員 【従・参】 ○保育従事者、嘱託医、調理員を置かなければならない。 ※保育従事者…保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要 ○保育従事者の数は、次に掲げる数の合計数に1を加えた数以上とし、その内半数以上は保育士とする ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 ※保健師または看護師を1人に限って保育士としてカウント可	国の示す基準のとおり
	設備・面積 【参】 ※小規模保育事業A型と同様 ○保育室等 ・満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 ・満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 ※保育に必要な用具及び便所を備えること ○屋外遊戯場 ・満2歳以上 幼児1人につき3.3㎡以上 ※付近の代替地可 ○耐火基準等 ・保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること等	〃
	給食 【従】 ※小規模保育事業A型と同様 ○方法 ・自園調理 ※調理業務の全部委託可、連携施設等からの搬入可 ○設備 ・調理設備	〃
	保育時間 【従】 ※小規模保育事業A型と同様 1日8時間を原則とし、保護者の就労時間その他家庭の状況を考慮	〃

	国の示す基準の内容（内閣府令）	古賀市が定める基準（案）
小規模保育事業C型	職員 【従・参】 ※家庭的保育事業と同様 ○家庭的保育者、嘱託医、調理員を置かなければならない。 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要 ○家庭的保育者1人につき、乳幼児3人以下 ※ただし、家庭的保育補助者を共に配置する場合は、5人以下 家庭的保育者…市長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者 家庭的保育補助者…市長が行う研修を修了した者	国の示す基準のとおり
	設備・面積 【参】 ○保育室等 ・満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 ・満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき3.3㎡以上 ※保育に必要な用具及び便所を備えること ○屋外遊戯場 ・満2歳以上 幼児1人につき3.3㎡以上 ※付近の代替地可 ○耐火基準等 ・保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること等	〃
	給食 【従】 ※小規模保育事業A・B型と同様 ○方法 ・自園調理 ※調理業務の全部委託可、連携施設等からの搬入可 ○設備 ・調理設備	〃
	保育時間 【従】 ※小規模保育事業A・B型と同様 1日8時間を原則とし、保護者の就労時間その他家庭の状況を考慮	〃
	利用定員 【従】 ※小規模保育事業A・B型と同様 1日8時間を原則とし、保護者の就労時間その他家庭の状況を考慮	〃

	国の示す基準の内容（内閣府令）	古賀市が定める基準（案）
居宅訪問型保育事業	事業の内容 【従】	国の示す基準のとおり
	障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育等	
	職員 【従】	〃
	○家庭的保育者 乳幼児1人につき1人 ※家庭的保育者…市長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者	
	居宅訪問型保育連携施設 【従】	〃
	障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設等を適切に確保しなければならない。	
	設備及び備品 【参】	〃
	事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	
	保育時間 【従】	〃
	※小規模保育事業A・B型と同様 1日8時間を原則とし、保護者の就労時間その他家庭の状況を考慮	

	国の示す基準の内容（内閣府令）	古賀市が定める基準（案）																										
事業所内保育事業	利用定員の設定 【参】																											
	次表の左欄の利用定員区分に応じ、同表の右欄のその他の乳児又は幼児の数以上の定員枠を設けなくてはならない。																											
	<table><tr><th>利用定員数</th><th>その他の乳児又は幼児の数（地域枠）</th></tr><tr><td>1人以上5人以下</td><td>1人</td></tr><tr><td>6人以上7人以下</td><td>2人</td></tr><tr><td>8人以上10人以下</td><td>3人</td></tr><tr><td>11人以上15人以下</td><td>4人</td></tr><tr><td>16人以上20人以下</td><td>5人</td></tr><tr><td>21人以上25人以下</td><td>6人</td></tr><tr><td>26人以上30人以下</td><td>7人</td></tr><tr><td>31人以上40人以下</td><td>10人</td></tr><tr><td>41人以上50人以下</td><td>12人</td></tr><tr><td>51人以上60人以下</td><td>15人</td></tr><tr><td>61人以上70人以下</td><td>20人</td></tr><tr><td>70人以上</td><td>20人</td></tr></table>	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数（地域枠）	1人以上5人以下	1人	6人以上7人以下	2人	8人以上10人以下	3人	11人以上15人以下	4人	16人以上20人以下	5人	21人以上25人以下	6人	26人以上30人以下	7人	31人以上40人以下	10人	41人以上50人以下	12人	51人以上60人以下	15人	61人以上70人以下	20人	70人以上	20人	国の示す基準のとおり
	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数（地域枠）																										
	1人以上5人以下	1人																										
	6人以上7人以下	2人																										
	8人以上10人以下	3人																										
	11人以上15人以下	4人																										
	16人以上20人以下	5人																										
	21人以上25人以下	6人																										
26人以上30人以下	7人																											
31人以上40人以下	10人																											
41人以上50人以下	12人																											
51人以上60人以下	15人																											
61人以上70人以下	20人																											
70人以上	20人																											
保育所型（利用定員が20人以上のものに限る）																												
職員 【従・参】																												
○保育士、嘱託医、調理員を置かなければならない ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要 ○保育士の数は、次に掲げる数の合計数以上とし、2人を下回ることとはできない。 ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 ※保健師または看護師を1人に限って保育士としてカウント可	国の示す基準のとおり																											
設備・面積 【参】																												
○保育室等 ・満2歳未満 乳児室 1人につき1.65㎡以上 ほふく室 1人につき3.3㎡以上 ※医務室を設けること ※保育に必要な用具及び便所を備えること ・満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 ※保育に必要な用具及び便所を備えること ○屋外遊戯場 ・満2歳以上 幼児1人につき3.3㎡以上 ※付近の代替地可 ○耐火基準等 ・保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること等	乳児室 1人につき3.3㎡以上																											
給食 【従】																												
○方法 ・自園調理 ※調理業務の全部委託可、連携施設等からの搬入可 ○設備 ・調理室 ※保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む	国の示す基準のとおり																											
保育時間 【従】																												
1日8時間を原則とし、保護者の就労時間その他家庭の状況を考慮	〃																											
連携施設に関する特例 【従】																												
連携施設の確保に当たって、卒園後の受皿以外の連携協力を求めることを要しない。	〃																											

	国の示す基準の内容（内閣府令）	古賀市が定める基準（案）
事業所内保育事業	小規模型（利用定員が19人以下のものに限る）	
	職員 【従・参】 ○保育従事者、嘱託医、調理員を置かなければならない ※保育従事者…保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要 ○保育従事者の数は、次に掲げる数の合計数に1を加えた数以上とし、その内半数以上は保育士とする ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 ※保健師または看護師を1人に限って保育士としてカウント可	国の示す基準のとおり
	設備・面積 【参】 ○保育室等 ・満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 ・満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 ※保育に必要な用具及び便所を備えること ○屋外遊戯場 ・満2歳以上 幼児1人につき3.3㎡以上 ※付近の代替地可 ○耐火基準等 ・保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること等	〃
	給食 【従】 ○方法 ・自園調理 ※調理業務の全部委託可、連携施設等からの搬入可 ○設備 ・調理設備 ※小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む	〃
	保育時間 【従】	〃
	1日8時間を原則とし、保護者の就労時間その他家庭の状況を考慮	

	国の示す基準の内容（内閣府令）	古賀市が定める基準（案）
経過措置	食事の提供の経過措置 【従】 この省令の施行の日の前日において児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日まで、調理員及び調理設備等の規定は、適用しないことができる。	国の示す基準のとおり
	連携施設に関する経過措置 【従】 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難等である場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、連携施設の確保をしないことができる。	〃
	小規模保育事業B型に関する経過措置 【参】 家庭的保育者又は家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業に規定する保育従事者とみなす。	〃
	利用定員に関する経過措置 【従】 小規模保育事業C型にあっては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。	〃

古賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（案）の概要について

1 学童保育事業における法律改正

子ども・子育て関連3法の制定による児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて、市町村が条例で基準を定めることとされました。また、対象児童の明確化の規定等が盛り込まれました。

対象児童の明確化（改正前）小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童

（改正後）小学校に就学している児童

2 条例の概要

国が定める基準（省令）を踏まえ、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めるもの。

国が定める基準は、次の区分により内容が示されています。

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない基準。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌（比べあわせて、良い方を取ること。）した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準。

2 条例で定める基準

項目	省令による基準の内容	基準の 類型	本市現状で の達成
趣旨	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない ・放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については、市が条例を定めるに当って従うべき基準 ・放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項については、市が条例を定めるに当って参酌すべき基準	—	—
最低基準の目的	市町村が条例で定める最低基準は、利用者が心身ともに健やかに育成されることを保障するもの	—	—
最低基準の向上	市長は、市児童福祉審議会を設置していればその意見を、その他の場合は児童の保護者そ	—	—

	の他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができるとするもの		
最低基準と放課後児童健全育成事業者	放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならないとするもの	—	—
放課後児童健全育成事業の一般原則	支援の目的を規定するもの ・ 小学校に就学している児童 ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいないもの	参酌すべき基準	× (小学校1～3年生)
	放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならないとするもの		○
	放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならないとするもの		○ (事業所ごとに保護者会又は総会にて説明)
	放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならないとするもの		○ (事業所ごとに保護者会又は総会にて説明)
	放課後児童健全育成事業所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払わなければならないとするもの		○ (整備は市、運営は事業所にて実施)
放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、不断の注意と訓練をするように努めなければならないとするもの	参酌すべき基準	○ (整備は市、運営は事業所にて実施)
	避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならないとするもの		○ (整備は市、運営は事業所にて実施)

			実施)
放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件	放課後児童健全育成事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実施について訓練を受けたものでなければならないとするもの	参酌すべき基準	○ (雇用は事業所にて実施)
放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等	放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないとするもの 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないとするもの	参酌すべき基準	○ (研修は市及び事業所にて実施)
設備の基準	放課後児童健全育成事業所には、専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないとするもの 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないとするもの 専用区画並びに設備及び備品等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならないとするもの	参酌すべき基準	△ (整備は市) ※花鶴学童が1.65㎡未満
職員	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならないとするもの 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができるもの 放課後児童支援員は、保育士の資格を有する等の要件に該当し、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないとするもの	従うべき基準	○ (雇用及び配置は事業所にて実施)

	一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とするもの	参酌すべき基準	△ (整備は市) ※舞の里学童が40人以上
	放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならないが、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでないとするもの	従うべき基準	○ (現在該当学童なし)
利用者を平等に取り扱う原則	放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならないとするもの	参酌すべき基準	○
虐待等の禁止	放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、虐待等の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないとするもの	参酌すべき基準	○
衛生管理等	放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備等について衛生的な管理に努め、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないとするもの	参酌すべき基準	○
運営規定	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならないとするもの	参酌すべき基準	△ (各学童にて異なる)
放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならないとするもの	参酌すべき基準	○
秘密保持等	放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないとするもの	参酌すべき基準	○

	放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならないとするもの	参酌すべき基準	○
苦情への対応	放課後児童健全育成事業者は、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないとするもの	参酌すべき基準	○
	放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないとするもの		
開所時間及び日数	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、 ・ 小学校の授業の休業日 1日8時間 ・ 小学校の授業の休業日以外の日 1日3時間 当該時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めることとするもの	参酌すべき基準	○
	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定めることとするもの		○
保護者との連絡	放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないとするもの	参酌すべき基準	○
関係機関との連携	放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならないとするもの	参酌すべき基準	○

事故発生時の 対応	放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとするもの	参酌すべき基準	○
	放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないとするもの		

経過措置

項目	基準の 類型	本市独 自基準 の有無
職員の経過措置（研修）	従うべき 基準	× (5年以内)
設備の基準の経過措置（おおむね 1.65 m ² ）	参酌すべ き基準	△ (5年以内)

保育所入所要件について

検討事項			
就労要件 (保育所入所の条件である就労時間の下限を48時間から64時間までの範囲内で決定する)	求職活動中での入所 (求職活動中での入所期間)	育児休業中の継続入所 (育児休業中の継続入所要件の範囲)	
「子ども・子育て支援法施行規則」 一月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。 (屋休み時間も就労時間として含んで良い)	90日を基本的な期間とし、それを上限に市町村が定める。 ※雇用保険の失業給付日数(基本手当)の支給日数が90日となっていることを踏まえている。	5歳児特例 就学前児童(5歳児)に限り出産から1年以内は特例として継続入所を認めており、それ以外の在園児(0～4歳児)は原則退所。	
週3日以上、一日5時間以上の労働・・・月60時間 週4日以上、一日4時間以上の労働・・・月64時間 (屋休み時間は含まず、実労働時間で判断)	1カ月以内 (入所月の20日までに就労証明書の提出が条件)	国の見解どおり	
・就労下限を高く設定することにより、就労要件のない幼稚園との住み分けが明確になる。 ・就労下限を低く設定することにより、より多くの方が保育所に児童を預けることが可能になる。＝短時間労働の場合でも保育所入所が可能となり、育児の息抜きや相談相手の確保など育児不安の解消に繋がる。 ・就労下限を低く設定することにより、より多くの方が保育所を利用できるようになるが、その分保護者と児童が接する時間が少なくなる。 ・就労下限を低く設定することにより、本来優先されるべき長時間労働の保護者や育児休業明けの保護者が利用(入所)できなくなる可能性がある。 →待機児童の発生時期が早まる可能性が高まる。	・現状では入所後20日しか求職期間がなく、とりあえずの職に就く可能性がある。＝保護者の就労支援という意味では考える必要がある。 ・求職活動中の入所期間を現在より延長することにより、今から職を探し保育所入所を検討している方にとっては、良いサービスと評価される。 ・求職活動中の入所期間を現在より延長することにより、本来優先されるべき児童や育児休業明けの保護者が利用(入所)できなくなる可能性がある。→待機児童の発生時期が早まる可能性が高まる。	(他市町の現状は別紙参照) ・出生した児童に専念した家庭保育が可能になる。 ・育児休業明けに再入所先が「無い」、または「変わる」といった環境変化が生じない。＝保護者の不安解消。生まれた児童もきょうだい児として優先順位が上がり、入所できる可能性が高まる。(確約はできない) ・「預けたい」と思っている保護者にとっては、良いサービスと評価される。＝育児休業中の保護者にとってのレスパイト(息抜き) ・家庭で保育できない児童を措置する施設という趣旨とはなじまない。 ・本来優先されるべき児童の入所ができなくなり、待機児童の発生時期が早まる可能性が高まる。	

判断のポイント

育児休暇中における在園児の取り扱いについて

自治体名	担当部署	入所できる年齢児	継続入所できる期間	備 考
古賀市	子育て支援課 942-1157	5歳児	年度内	国の通達のとおり実施

市

宗像市	子ども育成課 0940-36-1214	5歳児	年度内	国の通達のとおり実施
福津市	こども課 0940-43-8124	5歳児	年度内	国の通達のとおり実施
春日市	子ども未来課 584-1111	0～5歳児	育児休暇期間	次年度の制度改正に伴って見直し予定
大野城市	子育て支援課 580-1864	0～5歳児	育児休暇期間	延長保育は不可
太宰府市	保育児童課 921-2121	0～5歳児	出産から1年以内	やむを得ない事情があれば1年半まで認める
筑紫野市	子育て支援課 923-1111	3・4・5歳児	出産から1年以内	
小郡市	子育て支援課 0942-72-2111	0～5歳児	出産から1年以内	育児休暇を延長する場合は退所

町

新宮町	健康福祉課 962-0239	3歳児 以上	年度内	次年度に就職していなければ退所
粕屋町	子ども未来課 938-0214	4・5歳児	年度内	次年度に就職していなければ退所

子ども・子育て会議スケジュール(案)

月日	会議等	内 容		
		事業計画について	※入所要件について	※条例について
11月	7日	子ども・子育て会議① 骨子	○	○
	10～14日	就学前部会① 就学後部会①	×	○
	17～21日	子ども・子育て会議②	×	○
12月	1～5日	子ども・子育て会議③	○	○
	15～19日	子ども・子育て会議④	3章～4章	
	※ 22～26日	子ども・子育て会議⑤ 就学前部会② 就学後部会②	5章～7章 全体(1章～7章) 全体(1章～7章)	
	5～9日	子ども・子育て会議⑥ パブリックコメント	全体(1章～7章)、答申案作成	
1月	1月15日～2月15日	子ども・子育て会議⑦		
2月	23～27日	子ども・子育て会議⑧ パブリックコメント結果説明、答申書作成		
	※ 2～6日	就学前部会③ 就学後部会③	答申書策定 答申書策定	
3月	9～13日	子ども・子育て会議⑨	答申書策定	

※必要に応じて部会を開催することがあります。